

保育の必要性があると認められる基準

保育の必要性があると認められる基準については基本的に次のとおりです。

保育を必要とする状況		0・1・2歳児	3歳以上児
家庭外 労働	外勤(常勤、パート)	1か月の就労時間が90時間以上 【目安】1日の就労時間が6時間以上で、 1か月の就労日数は15日以上	1か月の就労時間が60時間以上 【目安】1日の就労時間が4時間以上で、 1か月の就労日数は15日以上
	農業(30アール以上)		
	自営(居宅外)		
家庭内 労働	自営(居宅内)		
	内職		
母親の出産		出産予定日の産前6週間の月の初日から産後8週間の月の末日まで	
疾病等	病気(入院・通院)	医師の診断書や障害者手帳等により保育ができないと認められる場合	
	心身障害		
同居親族の病人看護		1か月の看護時間が90時間以上 【目安】1日の看護時間が6時間以上で、 1か月の看護日数は15日以上	1か月の看護時間が60時間以上 【目安】1日の看護時間が4時間以上で、 1か月の看護日数は15日以上
災害 (震災、風水害、火災等)		災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のために保育ができない場合	
就学		1か月の授業時間が90時間以上	1か月の授業時間が60時間以上
その他		上記以外で保育を必要とする場合 ・求職活動中 ・保護者が育児休業中の3歳以上児	

※求職活動は、入園後3か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

※上記に該当するが、家庭内で十分な保育ができる場合は、保育を必要とすると認められないことがありますので注意してください。

〔例 家庭内に保育のできる祖父母（65歳未満）等がいる場合〕